

議案第 10 号

桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正
する条例案

桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正する条例を
次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正する 条例

(桐生市市営住宅条例の一部改正)

第1条 桐生市市営住宅条例(平成17年桐生市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人1人以上(規則で定める額以上の収入を有する同居者がある場合にあっては、その者を含む2人以上)の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の3の見出し及び同条第1項中「連帯保証人及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「、連帯保証人」及び「連帯保証人又は」を削り、「第2項及び第3項の各号」を「第2項の各号」に改め、同項を同条第3項とする。

第14条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第20条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃又は損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第21条第1項中「費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は除く。)は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず」を「市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第2項とする。

第22条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第 52 条中「第 18 条中「第 11 条第 5 項」」を「第 18 条中「第 11 条第 4 項」」に改める。

第 70 条第 2 項の表中「、第 12 条第 1 項」を削り、「第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで」を「第 11 条」に改める。

(桐生市店舗併用住宅条例の一部改正)

第 2 条 桐生市店舗併用住宅条例(平成 17 年桐生市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「連帯保証人 2 人の連署する」を削る。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 12 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃、損害賠償金」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

店舗併用住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

第 13 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「理由により第 1 項各号に掲げる」を「事由によって店舗併用住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第 1 項」に、「入居者は市長」を「、入居者は、市長」に、「修繕し又は」を「、修繕し、又は」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 14 条第 3 号中「その他構造上重要でない部分」を「前条第 1 項において市が負担することとされているもの以外の店舗併用住宅及び共同施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の桐生市市営住宅条例第 11 条及び第 12 条の 3 並びに第 2 条の規定による改正後の桐生市店舗併用住宅条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の利用者として決定された者について適用し、同日前に市営住宅の利用者として決定された者については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 10 号 桐生市市営住宅条例及び桐生市店舗併用住宅条例の一部を改正する条例案

民法の一部改正で保証人に関する規定が見直されたこと等から、条例から保証人に関する規定を削除し、及び修繕費用の負担に関する規定を改めようとするものです。